

平成 24 年 3 月 15 日  
内閣府男女共同参画局

## 第 56 回国連婦人の地位委員会 (CSW) における 我が国提出決議（「自然災害とジェンダー」）について

- 1 第 56 回国連婦人の地位委員会は、平成 24 年 2 月 27 日から 3 月 9 日まで国連本部（ニューヨーク）において開催された。  
「農山漁村の女性のエンパワメントと、貧困や飢えの撲滅及び開発、現在の課題における女性の役割」というテーマの下、各国代表や国連の関係機関、NGO 代表等によるステートメント、対話型専門家パネル、決議採択等が行われた。
- 2 本決議は、自然災害と女性に関する様々な課題について、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することをめざし、我が国として今回初めて同委員会に提出したものの。
- 3 本決議の概要は以下のとおり。（日本のほか 49 か国が共同提案）
  - ・ 女性の参画や子ども、高齢者、障害者等の脆弱な人々への配慮の必要性とともに、新たな社会の再構築プロセスにおいて、それらの人々が参画することで包摂型の社会づくりを行うことの重要性を強調。
  - ・ 女性や子育て家庭の視点やニーズへの配慮、ジェンダーに配慮した復興プロジェクトの策定・実施。
  - ・ 女性に対する暴力への特別な配慮と人身取引を含む搾取の予防。暴力被害者の保護、法的その他のサービスの提供。
  - ・ 性別や年齢別での調査を行い、データを整備し、記録し、好事例を共有するとともに、防災計画やマニュアル等に活用。
  - ・ 女性ニーズに配慮するための女性ボランティアの役割の重要性を認識。